



鳥取県教育委員会と鳥取大学の教員の人事交流に関する協定書

鳥取県教育委員会（以下「甲」という。）と鳥取大学（以下「乙」という。）は、教員の人事交流について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、教員の資質向上及び教育研究の一層の充実を図ることを目的として、甲の任命した教員（以下「公立学校教員」という。）と乙の設置する附属学校の教員（以下「附属学校教員」という。）の人事交流を実施する。

（人事交流の方法）

第2条 人事交流の方法は、乙が附属学校教員として公立学校教員を採用し、人事交流期間の満了後に甲は原則として当該教員を公立学校教員として採用するものとする。

（身分等の取扱い）

第3条 人事交流を行った教員の任免、勤務条件その他の身分等の取扱いについては、甲が採用した教員については甲の、乙が採用した教員については乙の定めによるものとする。

（人事交流のための協議）

第4条 甲及び乙は、人事交流について必要に応じて協議するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、甲、乙いずれからも別段の申し出がない場合は、さらに1年更新されるものとし、以後これに準ずるものとする。

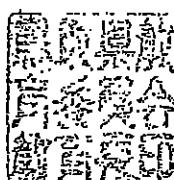
（その他）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。

この協定の締結の証とするため、協定書を2通作成し、甲乙各自その1通を所持するものとする。

平成16年6月1日

甲 鳥取県教育委員会 教育長 藤井 喜臣



乙 鳥 取 大 学 学 長 道上 正規

